

第三者の知的財産権の尊重に関する考え方

当社は、下記のように、当社が第三者の知的財産を利用する機会に応じて、適切に利用許諾を受け、第三者の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っております。

① 当社に所属するライバーの配信中で他社の知的財産を利用する場合

当社は、動画内で第三者を権利者とする知的財産を利用する際には、当該第三者の権利を侵害することのないよう、下記のとおり、当該第三者との間で包括的に又は個別的に利用許諾契約を締結するか、あらかじめ動画配信における利用が許されているコンテンツのみを利用するといった対応を行っております。

なお、動画配信の際の他社の知的財産の適切な利用方法については、当社所属ライバーに対する定期的なコンプライアンス研修の研修資料にて言及し、当社所属ライバーへ周知しております。

(1) ゲームの利用について

当社は、他社を権利者とするゲームを当社所属ライバーが使用する際には、権利者へ問合せを行い、その利用の許諾を得ることとしております。

また、当社は、複数のゲームメーカーと包括的な利用許諾契約を締結し、ゲーム動画の配信について適切な権利処理を行っております。

(2) 音楽の利用について

当社は、ライバーが第三者を権利者とする音楽を配信する際に、著作権の処理と音源に関する原盤権の処理を適切に行う体制を整えております。

(3) その他の権利処理について

配信動画内で使用するイラストや写真に関する著作権、肖像権その他の権利に関して、当社経営管理部法務担当において関連サービスの利用規約の確認や利用許諾の取得等を行っております。

(4) 投稿された配信動画の速やかなチェック体制の構築

当社は、上記①において言及したライバーに対する定期的なコンプライアンス研修やライツクリアランスを通して、不健全な配信の未然防止策を実施しております。そのうえで、配信動画の健全性担保をより充実させるために、社外ネットパトロール専門事業者に配信動画の監視業務を委託、実施しております。

② 当社が興行、楽曲の販売を行う場合、他社が制作したイラストを利用してグッズを販売する場合

当社は、当社の企画するライブ興行、楽曲の販売、グッズの販売の際に、他社の知的財産を利用することがあります。

そういった場合には、当社は、上述の「知的財産の取得または譲渡に関する規程」の定

めに従い、必ず契約書をもって当該知的財産の利用許諾を受けるよう徹底しております。

同契約書については、当社経営管理部法務担当が作成・レビューをした後、当社の経営管理部の承認フローを経たうえで取り交わされますので、当社は、第三者の知的財産の利用許諾を適切な範囲・方法で受けることができます。

以上